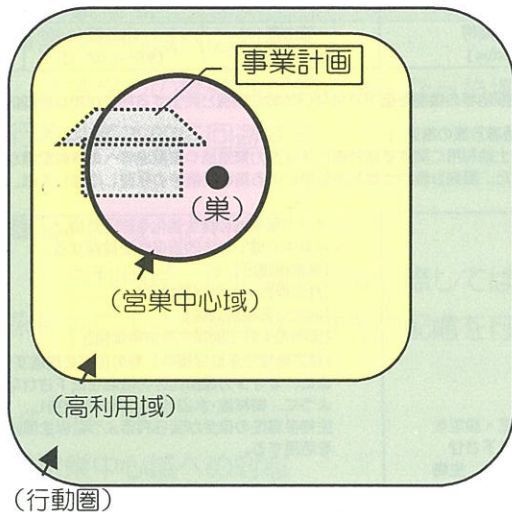
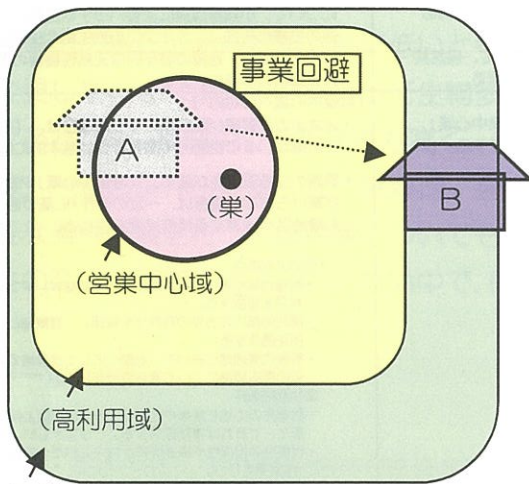


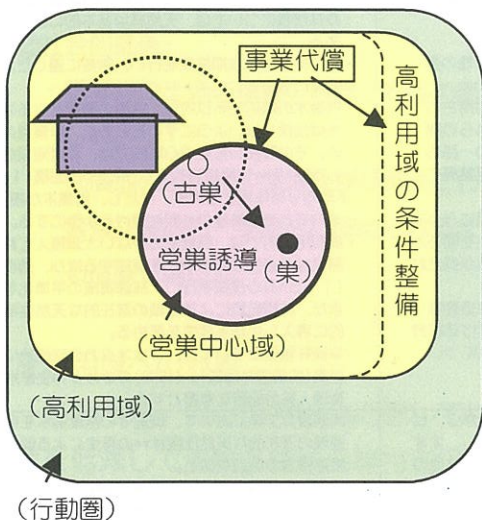
オオタカ生息地における配慮フロー



(1) オオタカ生息地における事業計画



(2) オオタカ生息地における事業回避



(3) オオタカ生息地における事業代償

①ある地域で開発事業を計画していたところオオタカの生息が確認され、調査を実施した結果、事業予定地がオオタカの「営巣中心域」に該当していることが判明した。



この場合、基本的に事業を回避することが求められる。

②事業を回避する際は、事業そのものを行わない場合と、事業の位置を変更する場合とが考えられる。

A：事業中止
B：事業位置変更

事業位置を変更する回避策の場合



…山地部の場合は平地部と状況が異なり、営巣環境としての森林が広域に連担しており、営巣地の選択必然性が低いと考えられることや、回避策として事業位置を変更したことにより、かえって自然度が高く生物多様性に富むエリアを開発してしまう危険性があることも予想される。



③代償策は、事業の立地限定性が高く回避策の適用が困難な場合の最終手段と考える必要があるほか、以下に示した一定の条件に基づき、「営巣地」を高利用域内または行動圏内の近隣地区へ誘導する対策を言う。



①自然的条件

- ・隣接地域における生息個体を圧迫させないように繁殖分布の空き状況を確認する。
- ・高利用域内の古巣の有無等を確認し営巣地としての環境適正を調査する。
- ・必要に応じて代償地での営巣環境及び周辺の採餌環境について適正管理を行う。

②社会的条件

- ・誘導先の土地を営巣中心域と同等の面積以上確保する（できれば複数確保する）。
- ・代償地の担保性や環境管理が将来にわたって保証されるように条件整備を行う。
- ・繁殖が継続的・安定的に認められるまでのモニタリングを実施し、調査状況を踏まえ適宜必要となる措置を講じる。